



4月給与で昇給号給の確認を

新昇給制度がスタートし、今年度で11年目です。

年1回の昇給月である4月の給与支給明細書（職員ポータルからダウンロード）で自分の号給を確認のうえ、「私の給料履歴」に記入し、新昇給制度の監視と検証を行いましょう。

あなたの昇給号数はどうなっていますか？

～自分の号給をチェックしよう～

平成 年 月 給与	<input type="button" value="表示"/>	給与 給与	<input type="button" value="閉じる"/>
職員番号	氏名	属	出納区分
給料表	級号給	区分	市町村
支払区分	所管課	科目	事業

確認する
場所はここ!!

※市立高校は様式が異なります。

<あなたの昇給号数チェック表>

年 度	号 給	昇給号数	区分
2010年度			
2011年度			
2012年度			
2013年度			
2014年度			
2015年度			
2016年度			
2017年度			
2018年度			
2019年度			

●号給が100を超える方は、記号表記です。

例：2-A3→2-103 2-B5→2-115

2-C7→2-127 1-D9→1-139

1-E8→1-148 1-F1→1-151

●前年度の号給と比べて増えた分が昇給号数です。

例：18年4月2-55→19年4月2-59

4号給昇給で「C」の区分に該当

●職務能力伸長者（教育職の場合：勤務年数が4月1日現在で15年経過と50歳の教職員）は、「特に良好(B)」となります。

●過去の内申状況がわからない方は校長に確認できます。校長は、教職員から内申状況を問われたときは見せなければならないことになっています。

<昇給号数と配分率>

区 分	極めて良好(A)	特に良好(B)	良 好 (C)	やや良好でない(D)	良好でない(E)
昇給号（～54歳）	8号給	6号給	4号給	2号給	なし
昇給号（55歳～）	2号給	1号給	なし	なし	なし
配分率	5%以内	15～20%以内	75～80%程度	—	—

※現業職員は新昇給制度に該当しないため、57歳まで4号昇給となります。

なぜ確認が必要なの？

高教組は、岩教組・県立学校事務職組・高現組・県教委事務職組と岩手県教育公務員連絡会議（教公連）を組織し、県教委がすすめた新昇給制度に対応しました。

県教育長と4度直接交渉を行い、その結果、教公連の要求がほぼ受け入れられました。教育長の回答には「学校がチームワークで運営されている観点に配慮し、昇給加算の運用について十分に配慮すること」「一定の勤続年数や年齢での職務能力の伸長に着目した昇給加算が必要であること」とあります。これは運用で一定期間内に全員を昇給させることを意味します。

賃金・手当4月からの変更

<現給保障終了>

給与制度の総合的見直しにより給与表水準の引き下げとなった職員で、引き下げ後の給与月額が、切替日の前日（2016年3月31日）に受けていた給与月額に達しない職員に、2016年4月より現給保障が行われていましたが、2019年3月で終了しています。

<扶養手当>

配偶者 10,000円→6,500円 子 8,000円→10,000円

<部活動指導業務手当>

3時間程度2,700円 新設

4時間程度 廃止

賃金について不明な点や相談は、高教組本部に問い合わせてください。

新昇給相談窓口 高教組 生活教財部

TEL：019-624-5227 E-mail：iwako@jtu-iwako.jp

なお、県教委は以下の相談窓口を設けています。

教職員のための「新昇給制度」の県教委の相談窓口

教職員からの新昇給制度の運用等に関する相談に対応するため、県教育委員会事務局内に相談窓口が設置されています。相談によって不利な扱いを受けることはありません。

新昇給制度に係る相談窓口（県教委）TEL：019-629-6123 E-mail：kyouishinskyoku@pref.iwate.jp